



報道発表資料

報道関係者各位

令和2年10月26日（月）
 【照会先】
 山形労働局労働基準部賃金室
 賃金室長 阿部 浩志
 賃金指導官 中里 康浩
 電話 023 - 624 - 8224
 FAX 023 - 624 - 8345

山形県特定（産業別）最低賃金引上げ —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみ あきら}山上 朗）は、10月26日（月）、地域別最低賃金（山形県は793円（10月3日発効））を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金（時間額）を、別表のとおり山形労働局長（局長：^{かさいなおと}河西直人）に答申しました。

今後、答申内容の公示等の諸手続きを経て、本年12月25日（金）から効力が発生する予定です。

（別表）

特定最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額（引上げ率）
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業（一般産業用機械・装置等製造業）	862円（859）	3円（0.35%）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電気機械器具等製造業）	846円（843）	3円（0.36%）
自動車・同附属品製造業	861円（858）	3円（0.35%）
自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	865円（862）	3円（0.35%）

（参考）別添 特定最低賃金について